

## 郡山市病児保育事業費補助金交付要綱

平成30年3月30日制定

平成31年3月29日一部改正

令和2年3月18日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和6年3月29日一部改正

令和6年6月21日一部改正

令和7年3月28日一部改正

令和8年4月8日一部改正

[こども部保育課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成に寄与するため、「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁育成局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）、「子ども・子育て支援交付金の交付について」（令和5年9月7日付けこ成事第481号こども家庭庁長官通知）の別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「県規則」という。）及び福島県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成27年11月13日付け27こ第2503号。以下「県交付要綱」という。）に基づき、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する病児保育事業に要する経費に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象は国交付要綱第3条第15号に定める病児保育事業で市内に住所を有する乳幼児等を対象に実施される事業及び病児保育事業の広域利用に関する協定を本市と締結した市町村に住所を有する乳幼児等を対象として協定の対象施設において実施される事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日付けこ成保第70号こども家庭庁育成局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者を除く。以下「補助事業」という。）とし、補助金の額は予算の範囲内において、国交付要綱の別紙第3欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。この場合において、国交付要綱の別紙第3欄に定める基準額の算定に当たっては、次に掲げる額を合算するものとする。

- (1) 病児保育事業（事業費）1 病児対応型（1）基本分
- (2) 病児保育事業（事業費）1 病児対応型（2）加算分ア年間延べ利用児童数に応じた加算
- (3) 病児保育事業（事業費）1 病児対応型（2）加算分オ当日キャンセル対応加算
- (4) 病児保育事業（事業費）2 病後児対応型（1）基本分
- (5) 病児保育事業（事業費）2 病後児対応型（2）加算分ア年間延べ利用児童数に応じた加算

- (6) 病児保育事業（事業費） 2病後児対応型（2）加算分才当日キャンセル対応加算
- (7) 病児保育（特定分・低所得者減免分加算）  
（補助対象者等）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、前条に規定する補助事業を行う者のうち、市長に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の18第1項の規定による届出をしている者で次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 保護者負担の額を児童1人につき1日当たり2,000円以下とすること。
- (2) 前条第7号の対象となる世帯の保護者負担の額を免除すること。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は積算調書（申請用）（第3号様式）とする。

2 補助対象事業者は、規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに関する消費税相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（軽微な変更の範囲）

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

（交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 国交付要綱第5条第1号から第8号までに規定する条件を遵守すること。この場合において、「内閣総理大臣」とあるのは「郡山市長」と、「国庫」とあるのは「郡山市」と、「交付金」とあるのは「補助金」と読み替えるものとする。
- (3) 県規則及び県交付要綱の定めに従うこと。
- (4) 事業者は事業計画書の内容を変更しようとする場合は、事前に市と協議すること。

（概算払）

第7条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

（状況報告）

第8条 補助事業者等は、規則第12条により、各月の実施の状況を実施内訳書（第4号様式）及び利用者一覧表（第5号様式）により翌月10日までに報告をするものとする。ただし、3月分については3月31日に報告するものとする。

（実績報告等）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場

合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第6号様式）とし、同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

(1) 積算調書（実績報告用）（第7号様式）

(2) 改善分の実施内容を示す資料

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、この要綱による改正後の第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の郡山市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以降の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市病児保育事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市病児保育事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月8日から施行し、改正後の郡山市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年度以降の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市病児保育事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市病児保育事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

## 事業計画書

1 実施主体

2 利用定員

名
---

3 職員の状況

(単位:人)

区分	施設長	保育従事者		医療従事者	調理員	その他の職員	合計	備考
		有資格者	その他の職員					
常勤職員数								
非常勤職員数								

4 開所日と利用時間

曜日	開所日	利用開始時刻	利用終了時刻
月		:	:
火		:	:
水		:	:
木		:	:
金		:	:
土		:	:
日		:	:

※1 開所曜日に「○」を記入してください。

※2 開所曜日にのみ利用時間を記入してください。

5 休所日

祝日・お盆( 月 日 ~ 月 日)・年末年始( 月 日 ~ 月 日)
------------------------------------

※毎週の閉所日以外で休所する日を記入してください。

6 保育室等の面積

区分	保育室 ( 部屋)	調理室	その他	合計
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

7 利用料

--

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設名

代表者氏名

## 収支予算書

### 総事業収入

科目	本年度予算額	摘要
合計	-	

### 総事業支出

科目	本年度予算額		摘要
		うち補助対象額	
合計	-	-	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設名

代表者氏名







## 収支決算書

総事業収入

科目	前年度決算額	本年度決算額	摘要
利用料収入 補助金 その他			
合計	-	-	

総事業支出

科目	前年度決算額		本年度決算額		摘要
		うち補助対象額		うち補助対象額	
人件費 給食材料費 保育材料費 消耗品費 光熱水費 通信運搬料 雑費					
合計	-	-	-	-	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設名

代表者氏名

## 積算調書（実績報告用）

1 補助基準額

金額

(1) 基本分 円 …a

改善分実施内容（実施したものに○をすること）

1. 感染症流行状況や予防策等についてリーフレットやウェブサイトで情報提供した
2. 地域の保育所等を巡回訪問して支援した
3. 地域の保育所等から電話やメール等で相談を受けた
4. 市町村間の広域連携を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約できるICTを導入している
5. その他（）

実施しない場合は減算 円 …b

(2) 加算分

ア 年間延べ利用児童数に応じた加算

利用児童数 ( 人) 円 …c

イ 低所得者減免分加算

利用料金 ( 円)

生活保護被保護世帯  
利用児童数(ア) ( 人)

市民税非課税世帯  
利用児童数(イ) ( 人)

利用料金 × 該当人数 (ア + イ) 円 …d

ウ 当日キャンセル対応加算

年間キャンセル回数 ( 回) 円 …e

(3) 合計 (a - b + c + d + e) 円 …④

2 補助申請額

①総事業費	②寄付金その他の収入額	③差引額 (①-②)

④補助基準額	⑤対象経費の支出額	⑥選定額 (③・④・⑤のうち最も低い額)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

施設名

代表者氏名